

令和3年7月9日

▼タイトル

市職員の指導上の処分について（公用車の車検切れ運行事案）

下記職員について、指導上の処分を行いましたので資料提供します。

記

1 事実の概要

市が管理する公用車1台について、車検の有効期限が令和3年2月20日で満了しているにもかかわらず運行し、6月24日に職員が失効していたことに気付くまで、約4か月にわたり、使用回数30回、走行距離1,787kmを走行していたことが判明しました。また、自賠責保険についても、同様に期限切れとなっておりました。

2 処分の理由

地方公務員法第32条の「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」違反による。

3 処分年月日 令和3年7月9日

4 当事者に対する処分

公用車運行管理規則に基づく報告義務を怠っていたなどとして、職員1名を「文書訓告」に、車検などの車両管理が適正でなかったとして、職員1名を「口頭訓告」としました。

また、当該車両を運行していた職員5名を「嚴重注意」としました。

5 上司等に対する処分

指導監督に適正を欠いていたとして、直属の上司2名を「嚴重注意」としました。

6 事実判明後の対応

市所有の公用車全車両について確認しましたが、同様の事案はありませんでした。なお、当該車両については、すでに車検等の手続きを終えております。また、令和3年6月25日に高島警察署に報告いたしました。

7 再発防止に向けての取り組み

当該車両につきましては、今後、財産管理課で一元管理を行うとともに、車検等の法定点検や車両整備に漏れが無いよう管理を行っていきます。

また、公用車を管理および運転する職員全員が、車検および定期点検の時期がわ

かるよう、公用車使用簿や車両本体の見えやすい場所に明示し、公用車の運行前確認を徹底して行います。

▼問い合わせ先

○所属： 高島市役所 総務部 人事課

○電話番号： 0740(25)8525